

養育医療・自立支援（育成）医療の給付を申請される方へ （マイナンバーについて）

養育医療・自立支援（育成）医療に係る申請では、自己負担（上限）額の決定事務のため、申請書又は世帯調書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。個人番号（マイナンバー）の所得にあたり、中野区では個人番号（マイナンバー）の確認および本人確認のため、下記の書類提出が必要となります。お手順をお掛けしますが、御理解のほどお願い申し上げます。また、取得した個人番号（マイナンバー）は、申請された事業に関する業務以外では、一切使用いたしません。（養育医療・自立支援（育成）医療を同時に申請される場合は、両方の申請に下記書類の提出が必要となります）

※平成 29 年 7 月 18 日からの約 3 ヶ月間程度については、個人番号（マイナンバー）による情報提供ネットワークの試行運用期間となります。この期間中は、所得証明の書類と個人番号（マイナンバー）に係る書類の両方の提出が必要となります。お手順をお掛けいたしますが何卒ご理解ご協力の程お願いいたします。

1. 個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる人

- 患児本人
- 扶養義務者

2. 提出書類（①、②、③はすべて必要となります）

①個人番号（マイナンバー）の確認のため必要な書類（必須）

個人番号（マイナンバー）を記載している方（全員）は、次のうちいずれか 1 点をご提出ください。

No.	提出書類（いずれか 1 点、写しでも可）
1	個人番号カード
2	通知カード
3	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票
4	個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書

②申請する方（窓口に来る方）の身元を確認するために必要な書類（必須）

（ア）申請する方（窓口に来る方）は本人確認の必要がありますので、次のうちいずれか 1 点を窓口で提示してください。

No.	提示書類（いずれか 1 点、すべて原本）
1	個人番号カード
2	運転免許証（経歴証明書でも可）
3	旅券（パスポート）
4	在留カード
5	特別永住者証明書

※記載されている以外でも、顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証、またはそれに類するものであれば可。

(イ) (ア) を提出することが困難な場合は、次のうちいずれか2点を窓口で提示してください。(氏名、生年月日又は住所が掲載されていることが条件)

No.	提示書類 (いずれか2点、すべて原本)
1	健康保険証
2	母子健康手帳
3	住民票又は住民票記載事項証明書
4	年金手帳
5	生活保護受給者証

※記載されている以外でも、氏名、生年月日又は住所が掲載されているものであれば可。事前にご相談ください。

③同意書 (必須)

個人番号 (マイナンバー) による地方税関係情報を照会することについての同意書になります。

※29年7月18日からの約3ヶ月間程度については、個人番号 (マイナンバー) による情報提供ネットワークの試行運用期間となります。この期間中は、所得証明の書類と個人番号 (マイナンバー) に係る書類の両方の提出が必要となります。お手数をお掛けいたしますが何卒ご理解ご協力の程お願いいたします。

④委任状 (必要な場合のみ)

申請書に記載されている扶養義務者の方と、実際に窓口に来られるが異なる場合は、委任状が必要となります。